

# 災害時引き渡し要項 (地震発生時)

家庭掲示用

令和3年4月

仙台市立四郎丸小学校

この要項は、災害等により通信手段を確保できない（停電等）ことを想定して作成しています

地震発生

市内いずれかの区で

震度 **5強**以上 ⇒ **授業打ち切り  
引き渡し実施**

【宮城県沿岸に**大津波警報**発令の場合】

市内すべての区で

震度 **5弱**以下

⇒ **安全確認・通常授業**

地震の規模を問わず「引き渡し実施」

「引き渡し後に津波避難エリアⅠ・Ⅱへ立ち入らないこと」を確認しての引き渡しとなります。

状況によっては、引き渡し後、児童・保護者共に警報解除まで学校待機となる場合もあります。

◇ 市内のいずれかの区で震度5強以上を観測した場合、または、宮城県沿岸に「大津波警報」が発令された場合は、直ちに授業を打ち切り、保護者への引き渡しとします。

学校からの連絡がなくとも、必ず引き受けに来てくださるようお願いいたします。

なお、通信手段が確保できる場合は、「一斉配信メール」「学校HP」にてお知らせします。

## <引き渡しの実際>

- ① 状況に応じて引き渡し場所を設定します。案内を校門、昇降口に掲示します。
- ② 学級単位で引き渡しを行います。引き渡しカードによる担任の確認の後、お子さんを引き受けてください。
- ③ 兄弟姉妹がいるご家庭は、必ず下の学年からお子さんを引き受けてください。
- ④ 引き渡し実施となった場合は、必ず引き受けに来てくださるようお願いいたします。引き渡しが行われるまでは、児童は学校で待機しています。

<注> 災害発生時、学校から連絡がなくとも、以下の①②いずれかの場合その日を「休校」とします

①午前7時までに市内いずれかの区で震度5強以上の地震が発生したとき

②午前7時までに宮城県沿岸の「大津波警報」が解除されないとき

気象等に関する特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）発令及び不審者情報等の場合

※（特別警報等に準ずる状況を含め）災害の状況に応じて「引き渡し」もしくは「一斉下校」等の対応をとります。対応については、「一斉配信メール」「学校HP」でお知らせします。

※御家庭の見えるところに掲示してください。